

訴 状

平成27年4月7日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 村 上 重 俊



同 定 近 直 之



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1億5392万1182円

貼用印紙額 金48万2000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、1億5392万1182円及びこれに対する平成27年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、農薬・肥料等の製造及び販売等を業とし、その発行する株式を東京証券取引所市場第一部に上場する株式会社である。

原告は、福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台259番3の大熊東工業団地内に、主力工場である福島工場を保有している。

2 被告は、電気事業を営む株式会社であり、福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原に福島第一原子力発電所を有している。

第2 原発事故の発生

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに随伴する津波により、被告所有の福島第一原子力発電所第1号機ないし第4号機から大量の放射性物質が放出される原発事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

これにより、同発電所の南方に近接する原告の福島工場（以下単に「福島工場」という。）は、政府による避難指示の対象となり、その後は帰還困難区域に指定されて、本件事故から満4年が経過した現在に至るも操業不能の状態にある。

第3 責任原因

本件事故は、被告による原子炉の運転ないしこれに付随してする核燃料物質の貯蔵により発生したものであるから、被告は、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、本件事故によって生じた原子力損害を賠償すべき責任（無過失責任）がある。

第4 原告の損害

1(1) 福島工場は、土地（甲1・登記事項証明書。以下「本件土地」という。）、建物ともに原告が所有しているところ、前記第2の事実に鑑みれば、土地、建物ともに、本件事故により経済的価値が100%失われたものと評価するのが相当である。

(2) 実際、被告は、福島工場の建物については、本件事故により経済的価値が全部失われたとの前提で、原告に対し損害賠償金を支払っている（甲2・平成26年2月20日付け文書、甲3～4・合意書。ただし、津波により受けた被害は損害から控除）。

また、被告は、平成24年7月20日に国が公表した賠償基準（「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」）に従い、同年7月24

日、帰還困難区域に存する本件事故発生当時の財物価値を全額賠償する旨を公表した（甲5・被告のプレスリリース）。

これらの事実は、本件土地についても本件事故により経済価値が全部失われたとの評価を支えるものである。

- (3) よって、被告は、原告に対し、本件土地（前出の甲1。所在等は下記のとおり。）の平成23年3月11日時点の時価相当額を支払う義務がある。

記

所 在 双葉郡大熊町大字夫沢字東台
地 番 259番3
地 目 山林（現況地目：宅地）
地 積 18721平方メートル

- 2 本件土地の時価は、財産評価基本通達（昭和39年4月25日直資56・直審（資）17国税庁長官通達）に基づく評価額を下回ることではない。

なぜならば、万一、時価より財産評価基本通達に基づく評価額の方が高いと、時価を課税標準とする租税法規の定め^{*1}に通達が違背し、法律に基づかずに納税者に不利益な課税処分をすることになって、租税法律主義（憲法84条）違反の問題が生ずる。そこで、国税庁は、このような事態を回避するため、常に時価よりも安い評価額が算定されるよう、財産評価基本通達（これに基づき毎年改定される路線価・評価倍率を含む。）を定めていると解されるからである。一般に、路線価が時価の8割を目安に設定されているといわれるのは、路線価

*1 租税に関する法律が、「時価」を課税標準としていることは、以下の規定から明らかである。

- (1) 相続税法22条 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。
- (2) 地価税法23条1項 土地等の価額は、次条に定めるものを除き、課税時期における時価による。

が万が一にも時価を上回ることはないよう余裕をみているためにほかならない。

- 3 本件土地と同じ大熊東工業団地内に位置する別紙物件目録記載の各土地（甲6～33の合計28筆・6万3933・06㎡。みどり化学株式会社が大熊工場の用地として所有する土地である。）の平成22年時点の財産評価基本通達に基づく評価額は、2億4619万9659円である（甲34～35・固定資産評価証明書に表示された同年度の評価額9118万5059円に、甲36・評価倍率表（財産評価基本通達に基づき国税庁が定めたもの）に表示された倍率である2・7倍を乗じた値）。

したがって、みどり化学株式会社大熊工場の用地の平成22年当時の時価が、2億4619万9659円を下回ることはない。

- 4 本件土地の平成22年時点の固定資産評価額は5182万2660円（甲37）と、みどり化学株式会社大熊工場の用地の固定資産評価額9118万5059円の56・8324028%である。

したがって、本件土地の平成22年当時の時価が、みどり化学株式会社大熊工場の用地の財産評価基本通達に基づく評価額2億4619万9659円の56・8324028%である1億3992万1182円を下回ることはない。

5 弁護士費用

原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人に依頼した。

後述する訴訟前の交渉経緯等によれば、弁護士費用のうち1400万円は、本件事故と相当因果関係のある損害に該当する。

第5 結論

- 1 以上によれば、原告は、被告に対し、1億5392万1182円及びこれに対する本件事故の日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求できる権利を有する。
- 2 もっとも、原告は、平成24年11月13日到達の相殺通知書（甲38の1、

2) により、被告に対し、爾後遅延損害金請求権と電気料金債務とを対当額にて相殺する旨の意思表示をしたので、これに基づき、上記遅延損害金請求権のうち平成27年2月16日までの分は、電気料金債務に充当され、消滅した。

3 よって、原告は、被告に対し、1億5392万1182円及びこれに対する平成27年2月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第6 想定される被告の主張及びこれに対する原告の反論

1 訴訟前の交渉経緯

(1) 原告は、既に平成24年8月3日の段階で、被告に対し訴訟外で損害賠償の請求を行い（甲39・損害賠償請求書）、本件土地については1億3992万1182円の損害賠償を求めていた。

(2) ところが、被告は、平成24年8月31日付け回答書（甲40）で、大企業向けの賠償基準が策定されていないことを理由に、損害賠償請求に対し見解を示すことができない旨の回答をした。

(3) その後、被告は、本件土地の平成22年度固定資産評価額の1・43倍である7410万6403円という賠償額を提示したが、これ以上の支払には応じられないと主張したため、交渉は決裂した。

2 以上の経緯によれば、被告は、本訴訟においても、本件土地の時価は本件土地の固定資産評価額の1・43倍であるとの主張を繰り返すものと想定される。

3 しかしながら、被告の主張は失当である。

(1) 前述のとおり、国税庁は、財産評価基本通達に基づき^{*2}、不動産鑑定士による鑑定等を経て、大熊東工業団地内の前記土地について、固定資産評価額

*2 財産評価基本通達21-2は、「倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。」と定めている。

の2・7倍という倍率を定めたものであるから、これを大幅に下回る1・43倍という倍率を適用することは明らかに誤りである。

もし仮に、固定資産評価額の1・43倍が正しい時価であるというなら、国税庁は、法律の定める課税標準の倍近い価額を課税標準とした違憲・違法な課税を行っていることになるが、およそ想定しがたい事態である。

通達は、法の正しい解釈に合致するよう制定されているものであるから、財産評価基本通達（路線価及び評価倍率を含む。）は時価を上回らないよう制定されていることが高度の蓋然性をもって推定されることになる。

(2) 上記2・7倍という倍率が設定された背景には、もともと工場用地は近隣の宅地と比較して1㎡当たりの固定資産評価額が大幅に安く設定されているという事実がある。

実際、固定資産評価額を定める過程で行われる標準宅地の評価額は、以下のとおり、工場用地が住宅地より著しく安く設定されている実情にある（甲41～42）。

ア 前出のみどり化学株式会社大熊工場の敷地 1㎡当たり3400円

イ アの土地の西方約700メートルの村落内宅地^{*3} 1㎡当たり5420円

したがって、住宅地のみならず、工場用地についてまで、固定資産評価額を1・43倍した値をもって時価と擬制する手法そのものに、始めから無理があるというべきである。

4 よって、本件土地の時価は、1億3992万1182円を下回らないというべきであるから、被告の主張は理由がない。

証 拠 方 法

別添の証拠説明書に記載のとおり

*3 双葉郡大熊町大字夫沢字東台358番

附 属 書 類

1	甲号証	各 1 通
2	証拠説明書	1 通
3	資格証明書	2 通
4	訴訟委任状	1 通

当 事 者 目 録

- 〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目2番19号
原 告 アグロカネショウ株式会社
代表者代表取締役 櫛 引 博 敬
- 〒107-0052 東京都港区赤坂3丁目8番1号 赤坂アルトビル8階
村上法律事務所（送達場所）
電話 03-3585-5500 FAX 03-3585-5896
上記訴訟代理人弁護士 村 上 重 俊
同 定 近 直 之
- 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
被 告 東 京 電 力 株 式 会 社
代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

物 件 目 録

所在はいずれも「双葉郡大熊町大字夫沢字東台」

所有者はいずれも「みどり化学株式会社」

番号	地番	地目	地積(m ²)	固定資産 評価額(円)	登記簿 書証番号	評価証明 書証番号
1	474-1	雑種地	4757	42,813	甲6	甲34
2	475-1	雑種地	3277	1,966,200	甲7	甲34
3	475-2	雑種地	2082	2,838,312	甲8	甲34
4	476	雑種地	2082	3,916,334	甲9	甲34
5	477	雑種地	3997	13,589,800	甲10	甲34
6	478-1	雑種地	810	486,000	甲11	甲34
7	478-2	雑種地	1805	6,137,000	甲12	甲34
8	478-3	雑種地	1.07	3,638	甲13	甲34
9	478-4	雑種地	2010	6,834,000	甲14	甲34
10	479-1	雑種地	279	948,600	甲15	甲34
11	480-1	雑種地	769	2,614,600	甲16	甲34
12	481-1	雑種地	8908	25,040,000	甲17	甲35
13	482-1	雑種地	570	1,938,000	甲18	甲34
14	483-1	雑種地	349	209,400	甲19	甲34
15	484-1	雑種地	990	594,000	甲20	甲34
16	484-2	雑種地	990	594,000	甲21	甲34
17	485	雑種地	2032	1,219,200	甲22	甲34
18	486	雑種地	2024	6,881,600	甲23	甲34
19	487	雑種地	2124	7,221,600	甲24	甲34
20	488	雑種地	4183	2,509,800	甲25	甲34
21	489-1	雑種地	357	1,213,800	甲26	甲34
22	517-1	山林	4865	87,570	甲27	甲34
23	518	雑種地	2258	20,322	甲28	甲34
24	519	雑種地	5132	92,376	甲29	甲34
25	520-2	山林	4867	87,606	甲30	甲34
26	521-2	山林	1216	21,888	甲31	甲34
27	522-2	雑種地	619	2,104,600	甲32	甲34
28	522-3	雑種地	580	1,972,000	甲33	甲34
28筆合計			63933.07	91,185,059		